

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、飲料自動販売機を設置し、その運営管理を行う者の募集について、下記のとおり公募する

令和2年10月5日

法務省所管国有財産部局長
津地方法務局長 中井 幸雄

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 津合同庁舎ほか3庁舎における清涼飲料水自動販売機の設置・維持管理業務
- (2) 設置場所 津市丸之内26番8号(津合同庁舎)
松阪市高町493番地6(松阪地方合同庁舎)
桑名市星見ヶ丘一丁目101番地2(桑名法務総合庁舎)
鈴鹿市神戸一丁目24番3号(鈴鹿法務総合庁舎)
- (3) 募集者数 1者
- (4) 設置期間 令和2年12月1日から令和7年11月30日まで
使用許可期間満了後の更新は認めない。
- (5) 選考方法 企画提案書等について審査し、総合評価方式にて選定する。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用が著しく悪化していないと認められる者であり、かつ、福利厚生施設の営業及び管理について適正な履行が確保される者であること。
- (3) 国税、地方税及び労働保険料等公租公課を完納していること。
- (4) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 下記4により公募説明書の交付を受けていること。
- (11) 公募説明書に基づく提出書類を期限内に提出していること。

3 本件の問合せ先

〒514-8503

津市丸之内26番8号(津合同庁舎)

津地方法務局会計課施設係 担当 恒川

電話番号 059-228-4117 (直通)
FAX番号 059-223-6681

4 公募説明書の交付

(1) 交付期間

令和2年10月5日(月)から令和2年10月16日(金)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(2) 交付場所

前記3と同じ。

(3) 交付方法

ア 手交による交付

前記3において交付する。

なお、交付を受ける際は名刺及び印鑑を持参すること。

イ 郵送による交付

本件公募件名、公募説明書の郵送を希望する旨、担当者名及び連絡先電話番号を明示した上で、宛名を記載した返信用封筒及び郵券等を前記3宛てに郵送すること。

なお、郵送前に前記3に電話連絡すること。

また、郵送による交付申込みは令和2年10月16日(金)必着とする。

5 応募書類の提出方法等

(1) 提出期限

令和2年11月2日(月)午後5時15分までとする。

(2) 提出場所

前記3と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による提出は令和2年11月2日(月)必着とする。

6 提出書類の無効

本公告に示した資格のない者が提出した書類は無効とする。

7 その他

仕様及び公募内容等の詳細については、公募説明書による。